



2022年9月21日

各 位

会社名 メディア総研株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 浩二
(コード番号：9242 東証グロース・福証Q-Board)
問合せ先 取締役 馬木 均
(電話番号：092-736-5587)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年9月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年10月27日開催予定の第31期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年10月27日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年10月27日(予定)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p data-bbox="188 264 762 342"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u></p> <p data-bbox="172 360 778 678">第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="416 741 528 775"><新設></p> <p data-bbox="416 1223 528 1256"><新設></p>	<p data-bbox="1054 309 1166 342"><削除></p> <p data-bbox="815 741 1326 775"><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="799 792 1425 920">第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="874 936 1425 1155">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="1082 1223 1142 1256">附則</p> <p data-bbox="804 1272 1425 1637">1 <u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="804 1653 1425 1827">2 <u>本附則は、施行の日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>